

屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張登録申請について

【生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）について】

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する人間と生物圏（MAB:Man and Biosphere）計画に基づき登録する生物圏保存地域（BR : Biosphere Reserves）の日本での呼称です。

世界自然遺産が顕著な普遍的価値を有する自然地域の保護・保全を目的にしていること（国際条約上の義務が発生）に対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（ユネスコ決議のもと活動が評価・認知をもたらす）を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いています。

屋久島は、1980 年（昭和 55 年）に当時の国立公園区域がユネスコエコパークに登録されており、その他、日本では、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山、綾、只見、南アルプスの 7 カ所（志賀高原は拡張登録済み、只見・南アルプスが新規登録）が登録されています。なお、平成 26 年 7 月時点において 119 カ国の 631 地域が登録されています。

【町がユネスコエコパークに取り組む背景】

- ① 1995（平成 7）年にユネスコにおいて MAB 計画の充実のためセビリア戦略が策定され、「経済と社会の発展」の機能を重点化するため、経済活動を行う「移行地域」の設定を始めとした制度変更に伴う対応が必要となった。このことにより、平成 25 年度に日本ユネスコ国内委員会（文部科学省）から、現行制度に対応していない屋久島を含めたユネスコエコパークに対し、今後の対応の意思表示が求められた。
- ② 役場内の検討会議での協議等により、次の効果が得られることからユネスコエコパークの継続を目指すこととした。
 - ・ 国有地・山岳部だけでなく、口永良部島も含めた屋久島町域全体を対象地域に国際事業（ユネスコ事業）が展開できる。このことにより、世界自然遺産としての評価されていない屋久島憲章で誇る水環境や自然との関わりの文化などを活かした取り組みが推進される。
 - ・ 我が国では「世界自然遺産に併せて登録されている地域はない」「離島で登録されている地域はない」「ユネスコエコパークを構成する自治体が屋久島町 1 町である」等により、他地域との優位性をアピールし、観光や特産品開発、教育活動などの新たな事業振興を図ることができる。
 - ・ ユネスコエコパークの目的は、屋久島憲章に掲げる人と自然の共生による地域づくりの考えに合致しており、法律による規制の施策ではなく、住民や民間視点の知恵と参加がより推進される。このことで、屋久島町の第一次振興計画基本構想（平成 21 年度～平成 30 年度）の推進につながる。また、屋久島と口永良部島での均衡した施策を図ることができる。

【これまでの主な取り組み経過】

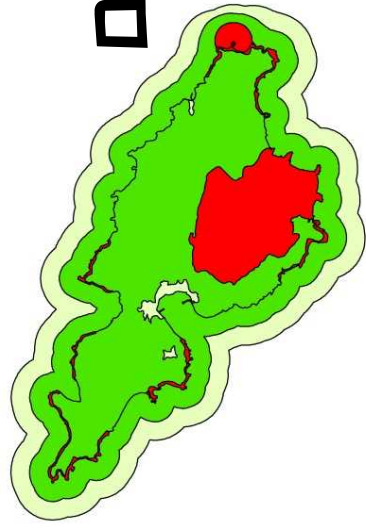
- ① 屋久島ユネスコエコパーク推進協議会庁内委員会の設置（H25. 4）

- ② ユネスコエコパークシンポジウムの開催（H25. 8）
- ③ 第2回国際照葉樹林サミット in 屋久島の開催（H26. 6）
 - ユネスコエコパークをテーマ設定し、町長が屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの登録を目指すことを表明。
- ④ 第1回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催（H26. 7）
- ⑤ 第2回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催（H26. 8）
 - 新しいゾーニング設定を含めた生物圏保存地域申請書概要の内容承認
- ⑥ 生物圏保存地域申請書概要を日本ユネスコ国内委員会に提出（H26. 8. 29）

【今後のスケジュール等】

- ① 生物圏保存地域申請書の提出（H27. 2）
- ② 日本ユネスコ国内委員会の推薦決定（H27. 9）
- ③ MAB 計画国際調整理事会における登録決定（H28. 7）

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク



口永良部島

屋久島

■ 核心地域 (124.84km²)
(屋久島) 114.77km²
(口永良部島) 10.07km²

■ 緩衝地域 (200.30km²)
(屋久島) 153.45km²
(口永良部島) 46.85km²

■ 移行地域 (陸) (273.21km²)
(屋久島) 272.55km²
(口永良部島) 0.66km²

移行地域 (海) (183.25km²)
(屋久島) 164.35km²
(口永良部島) 18.90km²

